HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	故神谷教授を偲ぶ
Author(s)	今村, 成和
Citation	北大法学論集, 16(2-3), 175-177
Issue Date	1965-12
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/27843
Type	departmental bulletin paper
File Information	16(2_3)_P175-177.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

故神谷教授を偲ぶ

今村成和

人の生死が、思いがけない運命に支配されるものだということを、神谷教授の場合程まざまざと知らされることは、そう度々あるものではない。あの朝令兄から電話があったときは、本当に、わが耳を疑ったことであった。近づく一週忌を前に、教授の追憶を筆にするに当っても、先ず思い起されるのはこのことである。

教授が本学の助教授となられたのは、昭和三三年五月のことであった。もっとも、それに先立ちわれわれは、教授の修士論文「フランス行政法における国の危険責任」――これはその後多少筆を加えて雑誌「自治研究」に発表された――を、完成直後に拝見してそのすぐれた資質を知り、すぐにも本学にお迎えしたいと考えた。そして教授の内諾も得ることができたが、その発令は、博士課程の業を終えた後にしてほしいというのが、当時の教授の希望であった。その後三年、教授は、われわれの期待にたがわず、「フランス行政法における基礎概念の発展」と題する見事な論文――これもその後表題のみを変えて本誌に発表されている――を完成され、本学助教授となられると共に、東京大学からは、法学博士の学位を受けられたのである。

これらの業績によって知られるように、教授は、フランス行政法の研究により、行政法学者としての第一歩を踏み出された。これらの成果は、その後に書かれたいくつかの論文と併せ、「フランス行政法の研究」と題する書物となっ

て、本誌と前後して公刊される予定である。短かかった教授の生涯において、デビュー作がその儘ライフワークとなったのは是非もないことであるが、とくに学位論文となった、フランス行政法の成立と発展に関する克明な研究は、教授の学者としての卓越した能力を実証して余りあるもので、学界に残る金字塔として永遠の生命を保つであろうことは、疑いを容れないのである。

助教授となられた後は、一時病床にふされたこともあって、それ迄のような息の長い研究の成果は見られない。力作ともいうべきものは、宮沢教授還暦記念・日本国憲法体系第五巻所収の「内閣」あるのみで、これにより昭和三九年には教授となられたのであったが、この論文は、教授にとっては、どんなテーマにも、正面から取り組むことのできる、気概と実力のあることを示されたものといってよい。教授の日頃の関心は、主として、判例等を素材とする具体的な諸問題の理論的解明に向けられていたように思われる。そのために書かれた小品は数十にのぼるが、一片の解説においてさえ、資料や文献の探索に忠実であったこと、具体的事案を媒介としての基礎理論への省察が、いつの場合にも問題意識の底にあったことをもって、その特色とすることができる。教授の日頃を知る人からは、才気の勝った論調が想像されるであろうが、実はむしろ手堅さが教授の学風であったと思う。

わが国の行政法学は、元来、君主主義的行政優位の国家構造の下に発達したもので、その立憲主義的傾向の故に、戦後の新事態にも適応し得たものであったが、所詮、新しい酒は、新しい革袋に盛るに如くはない。教授は、新世代のチャンピオンの一人として、充分にその意欲をもやしておられた。このことは、フランス行政法の歴史的研究の末に、行政法体系化のための問題の所在を指摘して、その結びとされたことにも、僅かながら現れているが、教授の円熟した理論体系ができ上るまでには、まだ相当の時間的余裕が必要であったろう。その日の到るのを待てなかったことは、かえすがえすも残念であった。

学者としての生命に比べると、教育者としての教授の活動の期間は、更に遙かに短かかった。しかし、教授は、その若さと、人なつっこさの故に、学生間に、大きな信望を博しておられたようである。教授のゼミの参加希望者は、いつも、予定数を遙かに突破し、私などの遠く及ぶところではなかった。教官のいやがる教務的な仕事も、教授は進んで引受けられた。教授会で皆がしり込みしていると、進んでやりたくもないが、やれといえばやりますよ、という得意の表現で、みずから買って出られたことも、一再に止まらなかった。

教授が一面において、かなり自己中心的で、癖のある人物だという印象をわれわれに与えていたことも、少くとも初期においては事実である。だがそれは、いわば都会的な弱さの、屈折の多い表現に過ぎなかったもののようで、負けん気でこそあれ、人柄の良さは、今となってはわれわれ同僚の一様に認める所であろう。教授が判例批評などの原稿を頼まれる度に、きまったように私の研究室を訪れられ、いろいろ議論を吹きかけては、自分の構想を纏めておられた姿は、私にとっては、いつ迄もなつかしく忘れ難い思い出となって残っている。

一年の歳月がたつのは早いものである。つい先達ては、京都で、年に一度の公法学会が開かれた。今年はとくに、公法と私法、行政法の対象についての論議に花が咲いたが、教授が居られたならば、どんな発言をされたことであろうか。今やその声を聞くに由のないわれわれは、ここに思いを馳せるとき、ただ天を仰いで嘆かずにはおられないのである。

（昭和四〇年一〇月）